

いじめ防止対策基本方針

2024年4月

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義「いじめ防止対策推進法」第1章(総則)第2条(定義)より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本認識

近年のいじめは陰湿になってきており、遊び半分のものも多く見られ、問題が顕在化しにくいことが指摘されている。そのため、深刻な事態になりやすいとも考えられる。教職員は、以下のような認識を持ち、いじめ問題に適切に対応することが必要である。

※1 いじめの態様

心理的攻撃…冷やかしかからかい、仲間外れ、嫌なことをさせられる、

SNSなどによる誹謗中傷 等

物理的攻撃…遊ぶふりをして叩かれる、金品をたかられる、物を壊される、

金品を盗まれる 等

2 いじめの未然防止

(1) いじめの未然防止のための共通理解と学校体制の確立

「いじめは決して許されない行為」という共通理解に立ち、全教職員で生徒を見守っていくことが必要である。そのためにも、いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で全教職員に周知していくとともに、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さない仕組みを作り、生徒が教育相談しやすい環境づくりをするなど、学校の指導体制を確立するべきである。

(2) 生徒との信頼関係の確立

生徒と信頼関係を作り上げていくには、教職員は日ごろから生徒の心に寄り添うことを心掛け、生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解できるよう、教育相談の考え方や態度を身に付けるべきである。また生徒と同じ目線で物事を考え、生徒たちと場を共有し、生徒の些細な言動から個々の生徒の状況を推し量ることができるよう、感性を高める必要がある。

(3) 生徒の自己有用感や自己肯定感、自浄力を育む

学校の教育活動全体を通じて、教職員が生徒に愛情を持ち、温かい声掛けを行い、生徒自身が「認められている」「満たされている」と感じ、生徒が自己有用感や自己肯定感を高め、自主的、主体的な活動ができるように指導をすべきである。

3 いじめの早期発見

(1) いじめのサインを受け取るために

いじめは陰湿化、潜在化して把握しにくくなっている現状がある。教職員は日頃から生徒たちをしっかりと観察し、生活における小さな変化を見逃さず、「いじめが存在しているのではないか」という視線で生徒に接し、いじめを見逃さないように積極的な認知をする。週に1回学年主任会を実施し、各学年・保健室からの情報を集約し、いじめの有無を確認する。

(2) 教育相談を通じたいじめの把握

学校全体で定期的な面談の実施や、生徒が希望する時には面談ができる教育相談体制を確立し、いじめられている生徒の周りの生徒や保護者が相談しやすい環境を整備することで、いじめの早期発見に努める。

(3) アンケート調査によるいじめの把握

定期的に学校生活アンケート調査を実施し、生徒の動向を客観的に把握する。アンケート実施に際しては、生徒の状況に配慮し、工夫して実施する。

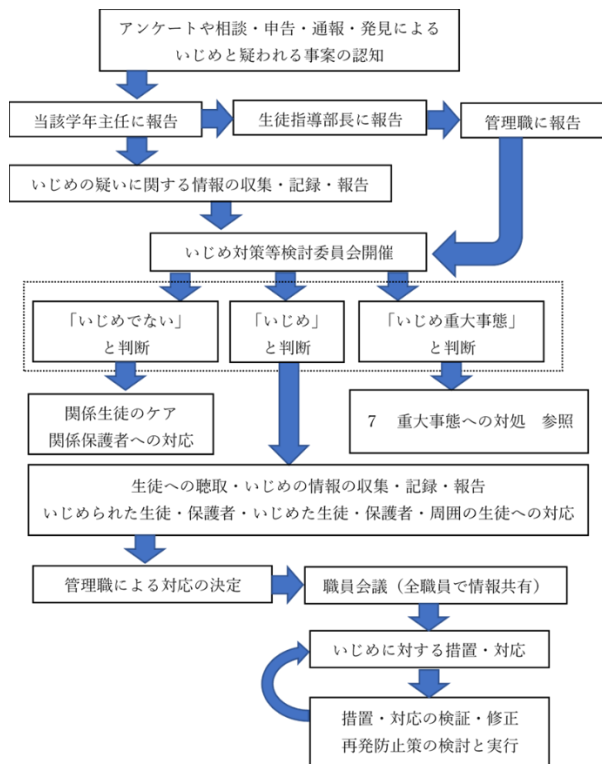
4 いじめの早期解決のための取り組み

(1) いじめの発見・報告を受けた時の対応

いじめの認知、またはいじめの疑いがあった場合、その場でその行為を止めるとともに、それについての調査を行い、関係している生徒に適切な指導を行う。その行為がいじめであった場合は、当該事案について組織で対応するために全教職員に周知し、

多方面から適切かつ迅速に対応する。さらに保護者の対応は誠意をもって行い、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立する。

○いじめ事案への対応フロー図



(2) 問題解決のための適切な指導と支援

様々な立場からの事実確認した情報を一元化し、いじめの全体像を把握してから、全教職員で対応方針や指導方針を検討する。その上で、いじめを受けた生徒やいじめを行なった生徒に対する適切な指導や支援を行うとともに、いじめを再び起こさないための学校づくり、集団づくりに取り組む。それらの内容を関係する保護者に説明し、指導方針や支援方針の具体策を示し、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

5 インターネット上のいじめへの対応

教職員はインターネット上で発信される情報の特質を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについての最新の動向を把握することが大切である。また、パスワード付きのサイトやソーシャルネットワーキングサービス（LINE も含む）、携帯電話等のメールを利用したいじめについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護会等においてもこれらについての理解を求めていくことが不可欠である。ネット上にいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除など迅速な対応をとり、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

(1) 未然防止のために

インターネット上で発信された情報の流通性、発信者の匿名性など、情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また適切に対処することができるよう、保護者と綿密に連携・協力することが不可欠であり、双方で指導を行うことが必要である。

(2) 早期発見・早期対応のために

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちにプロバイダに対して速やかに削除を依頼する等の措置をとる。措置をとるにあたり、必要に応じて法務局や地方法務局、警察等の専門的な機関に相談・通報し、適切な援助を求める。

(3) 事案解決後の対応

書き込みを削除できた場合でも、書き込みされた内容のキャッシュ（検索エンジンが検索結果を表示するための索引を作る際に検索にかかった各ページの内容を保存したもの）が残っているため、必要に応じてその後の書き込み状況の経過の見るようにする。

6 いじめ防止等のための組織の設置等

いじめ問題の取り組みに当たっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめの根絶」という強い意志を持ち、学校全体で組織的に対応することが必要である。また、必要に応じて外部の専門家等が参画することにより、より実効のないじめ問題の解決に資することが考えられる。

このことから、いじめ問題への組織的な取り組みを推進し、共有された情報から組織的に的確に判断できる、いじめに特化した「いじめ等対策検討委員会」を設置し、この委員会が中心となって、教職員全員で総合的ないじめ対策を行うことが必要である。

また、学校基本方針の策定と定期的な見直しを行うとともに、教職員の共通認識を図るための生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を少なくとも年に一回以上行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開していく。さらに管理職は、教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。その際、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置や養護教諭を含めた教職員の配置など、教職員の目が行き届き、生徒一人一人に対してきめ細かく対応できる環境を整備し、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など、外部専門家等の活用を推進する。

(1) 「いじめ等対策検討委員会」の設置

学校全体でいじめ問題に対応するために、いじめ問題に取り組むに当たって中核となる「いじめ等対策検討委員会」を設置する。「いじめ等対策検討委員会」は、学年主任会構成メンバー（校長・教頭・各学年主任・生徒指導部長・養護教諭）によって構成され、学校基本方針に基づく取り組みや年間計画の作成、取り組みの見直しなどを行う《週1回開催する「学年主任会」において検討委員会としての情報共有を実施》。また必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等との連携をとる。

また、いじめ事案に対しては機動的に対応し、その情報を集約し、今後の対応方針や指導方針について検討を行う中核的な役割を担う《緊急開催》。同組織内での検討内容や事案に対応については、職員会議等を通じて全教職員で情報共有する。

(2) 家庭との連携

「いじめ防止対策マニュアル」を公開し保護者の理解を得ることで、家庭に対していじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校と保護者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、後援会（PTA）、評議委員会を活用したりするなど、保護者と連携した対策を推進し、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにする。

7 重大事態への対処

生命または身体の安全が脅かされるような重大な事態が発生した場合、速やかに関係機関へ報告して連携を図りながら重大事態に対応する。事実関係を明確にするための調査を実施した場合、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、その調査結果を提供する。

(1) 「いじめ重大事態調査委員会」の設置と構成員

「いじめ重大事態調査委員会」の構成員は、校内構成員に加えて、臨床心理、社会福祉士、警察、医師、弁護士、取手市が抱えている元教職経験者（管理職）、大学教授などの専門家の第三者の参加を図り、当該調査は公平性、中立性を確保するように努める。なお、校外構成員は、学園法人本部、法人顧問弁護士、私学振興室、教育庁学校教育部高校教育課と協議しながら選定する。

校内構成員：管理職、生徒指導部長、当該学年主任、担任（事案内容で柔軟に検討し校長が任命）

(2) 「いじめ重大事態調査委員会」の活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法での提供・説明する。
- ・関係機関への調査結果の報告をする。
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告書を提出する。

(3) 調査結果の提供及び報告

調査結果を受けた知事が重大事態の対処または同種の事案の発生を防止するために必要があると認めた場合は、第三者で構成する機関が再調査を行うこととする。